

# 広島平和記念資料館東館及び広島国際会議場 樹木等管理業務仕様書

この業務は、広島平和記念資料館東館（以下「資料館東館」という。）及び広島国際会議場（以下「会議場」という。）の樹木等を管理するものとする。

## 1 業務実施場所

資料館東館、会議場及びその周辺とする。

## 2 業務内容

### (1) 樹木及び芝生の管理

#### ア 対象物件

(ア) 資料館東館建物周辺（別図1）

(イ) 会議場建物周辺（別図2）

#### イ 各年度の業務の実施時期及び内容

##### (ア) 業務の実施時期

業務の実施時期については、原則として次のとおりとする。

a 資料館東館については、別紙「樹木管理業務工程表1」のとおりとする。

b 会議場については、別紙「樹木管理業務工程表2」のとおりとする。

##### (イ) 作業の内容

作業の内容については、高木、中木及び低木並びに芝生の維持管理とし、それぞれの内容は次のとおりとする。

##### a 高木、中木及び低木の維持管理

維持管理内容、回数等は、資料館東館については、別紙「樹木管理業務工程表1」のとおりとし、会議場については、別紙「樹木管理業務工程表2」のとおりとする。

##### b 芝生の維持管理

維持管理内容、回数等は、別紙「樹木管理業務工程表2」のとおりとする。

##### c 施肥

(a) 高木、中木及び低木に対し行う施肥については、油粕（ナタネ）を使用し、1,000平方メートルにつき100キログラムを株元に散布すること。

(b) 芝生に対し行う施肥については、ペレックス8号（同等品でも可）を使用し、1平方メートルにつき50グラムを均一に施すこと。

##### d 病害虫駆除

回数等は、資料館東館については、別紙「樹木管理業務工程表1」のとおりとし、会議場については、別紙「樹木管理業務工程表2」のとおりとする。

##### e 除草作業

##### (a) 高木、中木及び低木

手抜き除草とする。回数等は、資料館東館については、別紙「樹木管理業務工程表1」のとおりとし、会議場については、別紙「樹木管理業務工程表2」のとおりとする。

##### (b) 芝生

機械除草とする。回数等は、別紙「樹木管理業務工程表2」のとおりとする。

##### (ウ) その他

a 使用薬剤の取扱いには万全の注意を払うこと。また、薬剤の散布については、風のない天気の良い日を選んで行うとともに、周辺施設に飛散しないよう留意すること。あわせて、散布作業従事者の安全、衛生及び健康管理に十分配慮すること。

b 芝草刈りについては、指定機械を使用し施行区域内の石等障害物を除去してから行うこと。あわせて、必要に応じて縁切りを行うこと。

c 芝生に対し行う施肥について、降雨等により芝生の表面が濡れている時は、行わないこと。

(2) 観葉植物の植木（以下「植木鉢」という。）の設置及び管理

ア 設置期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

イ 規格

区分	仕様
大鉢	・高さ1.5m～2m、幅50cm～80cmぐらいのもの。 （例：ポトス、カポック、幸福の木等）
中鉢	・高さ0.8m～1m、幅40cm前後のもの。 （例：ポトス、シダ、マランタ等）
小鉢	・高さ50cm前後のもので、フラワーボックスに並べ、隣接を遮断するために設置するもの。 ・ボックスに並べた際に、隙間が空かないように、葉が茂ったもの。 （例：シダ、ディフェンバキア、アナナス等）

ウ 数量及び設置場所

設置場所			数量			備考
			大鉢	中鉢	小鉢	
会議場	地下2階	ロビー	2	8	102	詳細は別図3～5のとおり
	地下1階	ロビー	0	12	129	
	1階	エントランスホール	0	6	37	
		予約受付	0	1	0	
合計			2	27	268	

エ 取り替え

受注者は、植木鉢を3ヶ月に1回以上取り替えるものとし、必要に応じて水やりを行うものとする。また、植木の損傷が著しく、取替えが必要な場合には、ただちに取り替えるものとする。

オ 事故

発注者は、契約期間中に天災事変その他不可抗力、又は受注者の責めに帰すべき理由によって、植木鉢が滅失又はき損したときは、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

3 業務実施に当たっての留意事項

受注者の従業員の遵守事項は、次のとおりとする。

- (1) 勤務中は服装を正しくし、入館者に対して礼儀正しく対応すること。
- (2) 休憩は、指定した場所で行うこと。
- (3) 従業員は、受注者の名前入りの統一した衣服を着用すること。
- (4) 業務に実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定すること。

4 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者、従事者の名簿を所定の様式により提出するものとする。現場責任者又は従事者に変更があった場合も同様とする。

- (2) 委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は、年間計画書とし、3月25日までに（履行期間の初年度については、契約締結から10日以内に）、所定の様式により提出して、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、翌月9日までに所定の様式により発注者に提出するものとする。

## 5 検査完了期日（期限）

発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日から起算して10日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

## 6 経費の負担等

費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務に必要な限度で、施設及び設備を無償で使用することができる。
- (2) 業務に要する経費のうち、電気及び水道料は、発注者の負担とする。
- (3) 前号以外の業務を実施するために必要な機材等は、全て受注者の負担とする。

## 7 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は、定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(広島平和記念資料館周辺樹木等の維持管理業務)

区 分		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高 中 低 木	せ ん 定	モッコク (仕立物2本)	1		●									
		カイツカイブキ (36m)	1						●					
		コクチナシ (57.22㎡)	1			●								
	病 害 虫 駆 除	サツキ (57.17㎡)	1			●								
		シャリンバイ (39.18㎡)	1			●								
		ヒラドツツジ(混色) (43.04㎡)	1	●										
		クルメツツジ(1F) (229.08㎡)	1	●										
		クルメツツジ(B1F) (114.67㎡)	1	●										
		クスノキ (高さ6m1本)	3		●●					●				
		モッコク (仕立物2本)	3		●●					●				
		カイツカイブキ (36m)	3		●●					●				
	施 肥	コクチナシ (57.22㎡)	3		●●					●				
		サツキ (57.17㎡)	3		●●					●				
		シャリンバイ (39.18㎡)	3		●●					●				
		ヒラドツツジ(混色) (43.04㎡)	3		●●					●				
クルメツツジ(1F) (229.08㎡)		3		●●					●					
クルメツツジ(B1F) (114.67㎡)		3		●●					●					
クスノキ (高さ6m1本)		1										●		
モッコク (仕立物2本)		1										●		
カイツカイブキ (36m)		1										●		
手 扱 除 草	コクチナシ (57.22㎡)	1										●		
	サツキ (57.17㎡)	1										●		
	シャリンバイ (39.18㎡)	1										●		
	ヒラドツツジ(混色) (43.04㎡)	1										●		
	クルメツツジ(1F) (229.08㎡)											●		
	クルメツツジ(B1F) (114.67㎡)	1										●		
	手 扱 除 草	5	●				●	●		●				●

※害虫駆除の薬品は、スミチオン（殺虫剤）2回（5月及び10月）、ベンレート（殺菌剤）1回（5月）（同等品でも可）

(広島国際会議場周辺樹木等の維持管理業務)

区 分		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
高 定	せ ん	カイツカイブキ (87m)	1						●					
		キンモクセイ (生垣75m)	1						●					
		キンモクセイ (5本)	1						●					
		クロガネモチ (仕立物8本)	1						●					
		サザンカ (17本)	1											●
		カンツバキ (25㎡)	1											●
		クルメツツジ (60㎡)	1	●										
		コクチナシ (152㎡)	1			●								
		サツキ (209㎡)	1		●									
		シャリンバイ (547㎡)	1			●								
中 低 木	病 害 虫 駆 除	カイツカイブキ (87m)	3		●●				●					
		イロハモミジ (仕立物13本)	3		●●				●					
		キンモクセイ (生垣75m)	3		●●				●					
		キンモクセイ (5本)	3		●●				●					
		クロガネモチ (仕立物8本)	3		●●				●					
		サザンカ (17本)	3		●●				●					
		ソメイヨシノ (仕立物1本)	3		●●				●					
		サトウカエデ (仕立物1本)	3		●●				●					
		ハナミズキ (仕立物6本)	3		●●				●					
		オタフクナンテン (12㎡)	3		●●				●					
		カンツバキ (25㎡)	3		●●				●					
		クルメツツジ (60㎡)	3		●●				●					
		コクチナシ (70㎡)	3		●●				●					
		サツキ (209㎡)	3		●●				●					
		シャリンバイ (547㎡)	3		●●				●					
オリーブ (仕立物2本)	3		●●				●							

※害虫駆除の薬品は、スミチオン(殺虫剤)2回(5月及び10月)、ベンレート(殺菌剤)1回(5月)(同等品でも可)

分		回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
高 中 低 木	施	カイツカイブキ (87m)	1									●			
		カンツバキ (25㎡)	1										●		
		クルメツツジ (60㎡)	1										●		
	肥	コクチナシ (70㎡)	1										●		
		サツキ (209㎡)	1										●		
		シャリンバイ (547㎡)	1										●		
		オリーブ (仕立物2本)	1										●		
	手 抜 除 草	8	●	●	●	●	●	●	●					●	
芝 生	芝 草 刈 工 (1,287㎡)	8	●	●	●	●	●	●	●					●	
	施 肥 (1,287㎡)	2				●								●	
	機 械 除 草 (1,287㎡)	8	●	●	●	●	●	●	●					●	